よくある質問事項と回答

【共通】

Ｑ１．福島県様式に準じるということだが、申請書に押印は必要か
→Ａ．申請書には、押印が必要です。

Ｑ２．委任状兼使用印鑑届に、押印は必要か
→Ａ．福島県に準じて、押印は省略可としていますが、可能な限り契約時に使用する印鑑を押印してください。

Ｑ３．建設工事および測量が、県内業者用・県外業者用分かれているのはどうしてか
→Ａ．企業本社・本店が県内か県外かで分けています。
企業の本社・本店が県内にあれば、県内業者用を使用してください。
企業の本社・本店が県外にあれば、県外業者用を使用してください。